

事務連絡
令和2年2月25日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部
医療体制班
医薬品等物資班
医政局 経済課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
医療用マスクの安定供給について（協力要請）

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後、国内において、新型コロナウイルス感染症の確定例・疑い例が増加することを想定すると、そうした患者の方々への医療提供体制を構築するに当たって、医療用マスクなど各種防護具を医療現場に安定的に供給することが重要となります。

他方で、新型コロナウイルスの確定例・疑い例の診察等に必要となる各種防護具については、マスクを中心に、国内需給が逼迫している状況です。

そうした中、令和2年2月10日付け事務連絡「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う各種防護具の確保策について（協力要請）」にて、都道府県備蓄の放出及び備蓄の確保のご検討をお願いしたところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、都道府県の備蓄のみでは、需要を賅うことが困難な地域もあるものと承知しております。

このため、今般、緊急的な取扱いとして、都道府県の備蓄を放出しても需要を賅うことができない、感染症指定医療機関等の医療用マスクの需給に対応するため、別添のとおり医療用マスクの安定供給のスキームを構築し、優先供給の要請を受け付けることとしました。

については、別添に示すルールに該当し、優先供給を希望する都道府県におかれましては、2月26日（水）中に、様式に必要事項を記載の上、提出願います。

※基本的には、都道府県が、政令市及び中核市にある医療機関分もまとめて要請することとしますが、都道府県と政令市又は中核市において調整を行い、政令市又は中核市が要請することとしても差し支えございません。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

また、本スキームについては、随時、見直しを行う可能性があることに、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

担当者連絡先 医薬品等物資班 千田、上田
TEL 03(5253)1111 内線2525
03(3595)2421（夜間直通）
FAX 03(3507)9041
Email : bichikuchousa@mhlw.go.jp
chida-takashi@mhlw.go.jp
ueda-kazuaki@mhlw.go.jp